



# 府中市景観ガイドライン

..... 歴史的建造物等編

FUCHU CITY SCAPE

# 府中市景観ガイドライン 歴史的建造物等編

## 目次

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の活用にあたって      | 1  |
| ■ | 1-1 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の位置付け     | 1  |
| ■ | 1-2 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の使い方      | 1  |
| 2 | 歴史的景観形成の目的                      | 2  |
| ■ | 2-1 歴史的景観とは                     | 2  |
| ■ | 2-2 歴史的景観形成の目的                  | 2  |
| 3 | 歴史的景観と景観形成の基本的考え方               | 3  |
| ■ | 3-1 府中市の歴史的景観の特徴                | 3  |
| ■ | 3-2 歴史的景観形成の基本的考え方              | 4  |
|   | 3-2-(1)〔保全〕歴史的景観資源の保全           | 4  |
|   | 3-2-(2)〔調和〕周辺のまち並みと歴史的景観資源の調和   | 4  |
|   | 3-2-(3)〔活用〕歴史的景観資源のまち並みづくりへの活用  | 5  |
| ■ | 3-3 歴史的景観資源とガイドラインの対象範囲         | 5  |
| 4 | ガイドラインの対象範囲                     | 6  |
| ■ | 4-1 本ガイドラインで位置付ける「歴史的景観資源」とその分類 | 6  |
| ■ | 4-2 ガイドラインの対象範囲                 | 7  |
| ■ | 4-3 対象範囲の判定                     | 9  |
| 5 | 歴史的景観資源のタイプ別に見た景観形成の方向性         | 10 |
| ■ | 5-1 「点」的資源タイプ                   | 10 |
| ■ | 5-2 「線」的資源タイプ                   | 10 |
| ■ | 5-3 「面」的資源タイプ                   | 11 |
| 6 | 歴史的景観形成の配慮事項                    | 12 |
| ■ | 6-1 対象範囲A、B、C-1の配慮事項            | 12 |
|   | 6-1-(1)敷地全体・配置                  | 13 |
|   | 6-1-(2)建築物の形態・意匠・素材             | 13 |
|   | 6-1-(3)サイン・モニュメント               | 16 |
|   | 6-1-(4)工作物・屋外設備                 | 16 |
|   | 6-1-(5)敷地境界部・外構                 | 18 |
|   | 6-1-(6)植栽                       | 18 |
|   | 6-1-(7)道路                       | 19 |
| ■ | 6-2 対象範囲C-2の配慮事項                | 20 |
|   | 6-2-(1)配置・高さ                    | 21 |
|   | 6-2-(2)建築物の形態・意匠・素材             | 21 |
|   | 6-2-(3)工作物・屋外設備                 | 22 |
| ■ | (参考資料) 主な歴史的景観資源の概要             | 23 |

# 1

## 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の活用に当たって

### 1-1 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の位置付け

府中市では、「美しい風格のある元気なまち」の実現を目指して、平成20年4月に府中市景観計画を策定しました。景観計画では、市全体の景観づくりの目標のほか、地域の個性を生かした景観づくりを行うため、市内を景観形成推進地区と一般地域に区分し、地区ごとにより良い景観を形成するための基準等を定めています。そして、景観計画を補完する具体的な指針として景観ガイドラインの色彩編、屋外広告物編、緑化編、住宅地開発編、中高層建築物等編を策定し、良好な景観づくりに取り組んでいます。

府中市は、武蔵国の政治・文化・経済の中心である国府が置かれた場所であり、江戸時代には甲州街道の宿場町「府中宿」として繁栄しました。市内には多様な史跡や歴史的建造物等の「歴史的景観資源」があり、それらは、まち並みの中でランドマーク(目印)や歴史的たたずまいを残す空間の中心として、魅力的な景観を形成しています。

本ガイドラインは、府中市景観計画を踏まえ、歴史的建造物や史跡等の歴史的景観資源を生かし洗練された景観づくりを進めるために、歴史的景観資源周辺において建築等を行う際に、関係法令、府中市景観計画の景観形成基準及び他の景観ガイドラインに加え配慮すべき事項をまとめています。

また、景観計画に基づく届出や大規模開発事業の事前協議等の対象とならないものについても、良好な景観づくりのために配慮すべき事項を示しています。

ただし、公共施設については、地域の景観づくりに役立つような配慮を先導的に行う必要があることから、良好な景観形成を推進するため、公共事業景観形成指針において、方向性を示しており、当該指針に沿って整備を行います。

また、東京都が示す「歴史的景観保全の指針」における「指針適用建造物等」から100mの範囲内における建築行為等については、東京都の「歴史的景観保全の指針」に示す歴史的景観への配慮も必要となります。

### 1-2 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の使い方

市内の歴史的景観資源の周辺で、建築等を計画する

1 景観ガイドライン（歴史的建造物等編）の活用に当たって

このガイドラインの位置付けや使い方をまとめています。

歴史的景観形成の基本的な考え方を確認する

2 歴史的景観形成の目的

3 歴史的景観と景観形成の基本的考え方

歴史的景観形成の意義や目的、基本的な考え方をまとめています。

歴史的景観形成のあり方について検討する

4 ガイドラインの対象範囲

5 歴史的景観資源のタイプ別に見た景観形成の方向性

6 歴史的景観形成の配慮事項

市内で歴史的景観に配慮した建築等の計画を行う上で配慮すべき具体的な事項をまとめています。

## 2-1 歴史的景観とは

歴史的景観には、神社・仏閣、古い建築物や古墳等の歴史的建造物、史跡、街道、樹木等の自然要素等があります。これらは主に指定（登録）文化財等の「歴史的景観資源」を中心に、地域の人々の暮らしや自然と調和しながら、地域の人々に尊重され、守られてきました。またその景観は、時代を積み重ねて形成された、地域の歴史と記憶を現代と未来に伝えるものです。

歴史的景観資源としては、以下のようなものがあります。

## ■歴史的景観資源

- (1) 神社・仏閣（神社、寺院 等）
- (2) その他歴史的建造物（古い建築物・工作物、古墳 等）
- (3) 史跡（国府跡、参道口跡 等）
- (4) 街道（旧甲州街道、人見街道）
- (5) 歴史的風土を示す自然要素（並木 等）

歴史的景観は、歴史的景観資源を中心に、敷地内や周辺にある建築物・工作物及び樹木等によって一体的に形成される景観であり、歴史的景観資源の保全だけでなく、周辺地域と一体的な景観づくりが必要となります。

## 2-2 歴史的景観形成の目的

府中市は、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国の政治・行政・文化・経済の中心である国府のあった場所であり、江戸時代には、甲州街道の宿場町である「府中宿」として繁栄しました。市内には、それらの歴史を示す国<sup>こく</sup>衙跡や府中高札場をはじめとする史跡や歴史的建造物等の歴史的景観資源が数多くあり、まち並みの中でランドマーク（目印）や歴史的たたずまいを持つ空間を形成しています。

これらは、魅力的な景観づくりに貢献するだけでなく、都市の歴史と文化に関する記憶を、次の世代に伝えていくものであり、市民が地域の誇りを持ち、地域を愛し、市民の自治意識や地域社会への参画意識等の社会資本を形成するために不可欠な市民共有の貴重な財産でもあります。

以上を踏まえ、歴史的景観をまちづくりに活用し、地域の魅力を高めながら、先人たちから受け継がれた歴史的景観を、守り、育て、次世代に継承していく重要な責務を果たすことを目的とし、歴史的景観形成を行います。

また、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、地域に根ざした協働による景観づくりを推進していきます。

## 3-1 府中市の歴史的景観の特徴

由緒ある神社・仏閣をはじめとした府中市の歴史的景観資源が、周辺の樹木等とともに、歴史を感じる空間を形成しています。



大國魂神社



高安寺山門

まち並みの中のランドマーク（目印）となる歴史的景観資源は、日常的に行き交う人々に、意識的又は無意識的に、絶えず府中市の歴史を感じさせ、府中の原風景を形づくっています。



府中高札場



御嶽塚

府中市は、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国の国府<sup>※</sup>が置かれた場所であり、国府に由来する史跡等の景観は、府中市の歴史性を現在に伝える重要なものです。

武蔵国府跡（国衙地区）<sup>※</sup>

武蔵国分寺参道口跡

※「国府」：国衙<sup>こくが</sup>やその周辺の宿舎、学校、市、民家等を包括的に含む市街地やこれらすべての総称  
 「国衙」：国府が政務を司る国府の中心施設（国庁）<sup>こくちやう</sup>とその周辺に配置された役所群

## 3-2 歴史的景観形成の基本的考え方

### 3-2-(1) 〔保全〕歴史的景観資源の保全

歴史的景観資源の周辺の建築物、工作物及び敷地内の樹木等によって、現在、形成されている歴史的景観を保全します。

そのため、歴史的景観資源そのものの保全はもちろんのこと、歴史的たたずまいを構成するその他の建築物や歴史的情緒を持つ塀やさく、石積み塀等の工作物、既存の樹木や植え込み等の維持・管理を適切に行うことが重要です。



聖将山東郷寺の山門と参道

### 3-2-(2) 〔調和〕周辺のまち並みと歴史的景観資源の調和

歴史的景観は、「見る人」と歴史的景観資源の位置関係や周辺にある景観の構成要素のあり方によって大きく影響を受けます。

歴史的景観資源の周辺に建築物や工作物等をつくる場合は、歴史的景観の構成要素として景観資源との関係性に配慮し、建築物や工作物等の色彩、素材、形態等を歴史的景観資源と調和したものを選択したり、植栽をしたり、あるいは、調和しない建築物や工作物等を周辺からできるかぎり見えにくくなるように努めます。

歴史的景観資源の色彩や形態には、建設当時、儀礼や祭祀等の意味を持っていたものがあります。それらを考慮せずに取り入れると歴史的景観の魅力を損なってしまう場合がありますので注意が必要です。

また、現代的なデザインであっても色彩や意匠等を工夫することによって、歴史的な景観と調和している事例もありますので、安易に同調させるだけでなくデザイン上の配慮をすることも重要です。



人見街道沿道のまち並み



京都市 京（みやこ）景観適合建築物<sup>※</sup>の例

※「京（みやこ）景観適合建築物」…美観地区又は美観形成地区において、平成19年9月1日以降の景観法に基づく認定を受けて建築された建築物で、完了検査を受け、適合証が交付されたもの

### 3-2-(3) 【活用】 歴史的景観資源のまち並みづくりへの活用

既存の歴史的景観資源を周辺のまち並みづくりに生かし、歴史的なたたずまいを周囲に広げ、まちの魅力を高めていきます。

そのため、既存の歴史的景観資源と色彩、素材、形態等を調和させるだけでなく、新築又は改築する建築物や工作物自体も、必要な用途や機能と両立させながら、歴史的なたたずまいを持つ魅力あるデザインとなるよう努めます。

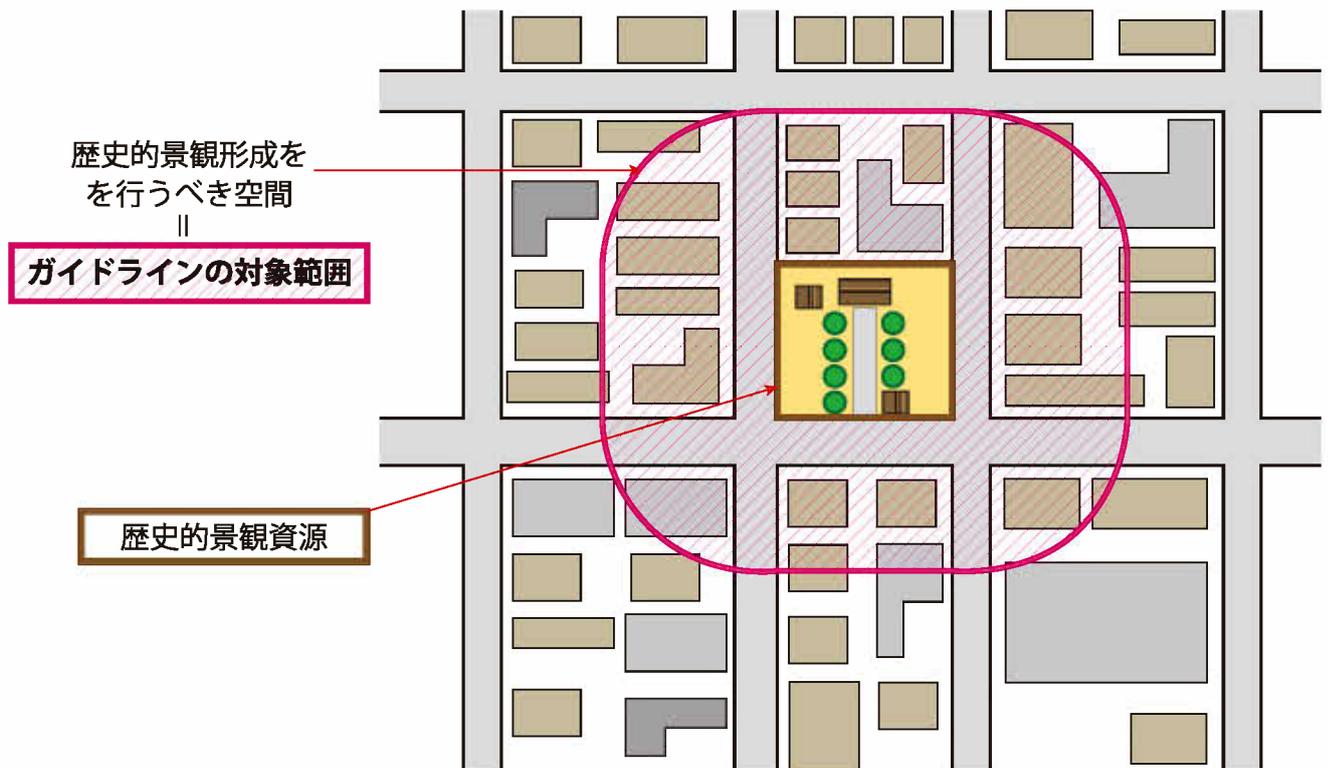


旧甲州街道沿道の古い蔵を活用した店舗

### 3-3 歴史的景観資源とガイドラインの対象範囲

〔歴史的景観〕は、〔歴史的景観資源〕そのものだけでなく、歴史的景観資源がある敷地内や周辺の建築物、塀や柵、石積み塀等の工作物及び敷地内の樹木等によって形成されます。そこで本ガイドラインでは、指定（登録）文化財等の〔歴史的景観資源〕の周辺の区域を、歴史的景観形成を行うべき空間として、ガイドラインの対象範囲とします。

また、東京都が示す「歴史的景観保全の指針」における「指針適用建造物等」から100mの範囲における建築行為等については、東京都の「歴史的景観保全の指針」に示す歴史的景観への配慮も必要となります。



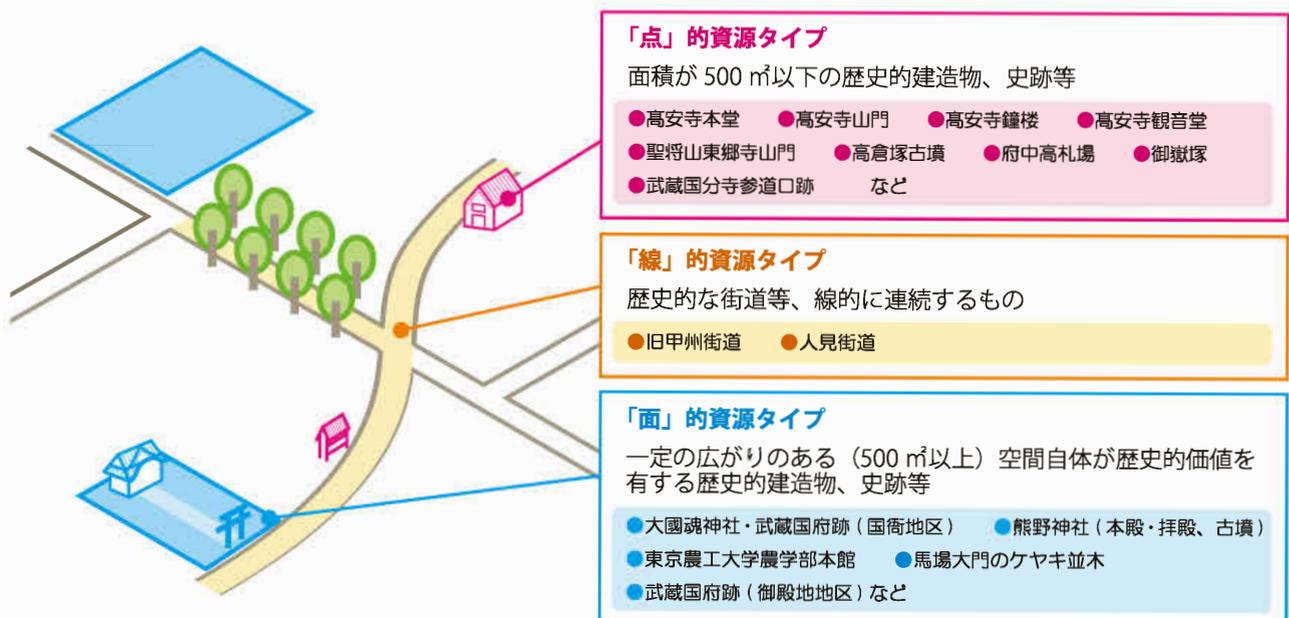
## 4-1 本ガイドラインで位置付ける「歴史的景観資源」とその分類

歴史的景観資源は、歴史的建造物等の点的な資源や街道等の線的な資源、神社・仏閣の境内等の面的な広がりを持つ資源等、様々な形態があります。

本ガイドラインでは、歴史的景観資源を3つのタイプに分けて分類します。

※資源の一覧については、別紙参照。

| 分類   | 分類の考え方  | 本ガイドラインで位置付ける歴史的景観資源  |
|--|---|---|
| 「点」的資源タイプ<br>   | 面積が 500 m <sup>2</sup> 未満の歴史的建造物、史跡等  | ◆高安寺本堂<br>◆高安寺山門<br>◆高安寺鐘楼<br>◆高安寺観音堂<br>◆聖将山東郷寺山門<br>◆高倉塚古墳<br>◆府中高札場<br>◆御嶽塚<br>◆武蔵国分寺参道口跡 など |
| 「線」的資源タイプ<br>  | 歴史的な街道等、線的に連続するもの   | ◆旧甲州街道<br>◆人見街道   |
| 「面」的資源タイプ<br> | 一定の広がりのある (500 m <sup>2</sup> 以上) 空間自体が歴史的価値を有する歴史的建造物、史跡等 (資源内から外部への眺望に配慮が特に必要な資源) | ◆大國魂神社・武蔵国府跡(国衙地区)<br>◆熊野神社(本殿・拝殿、古墳)<br>◆東京農工大学農学部本館<br>◆馬場大門のケヤキ並木<br>◆武蔵国府跡(御殿地区) など         |



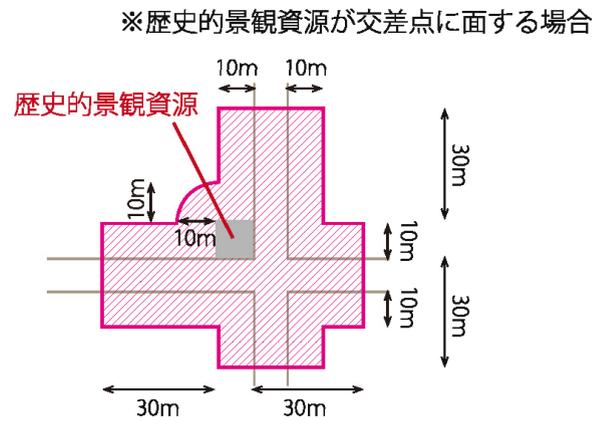
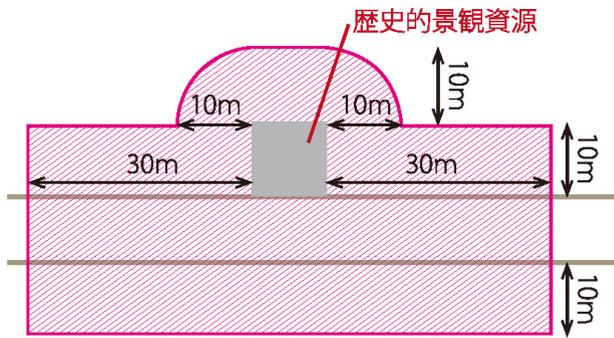
## 4-2 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインの対象範囲は、先に示した3つの歴史的資源のタイプごとに、以下のとおりです。

### 「点」的資源タイプ

#### 【配慮範囲A】

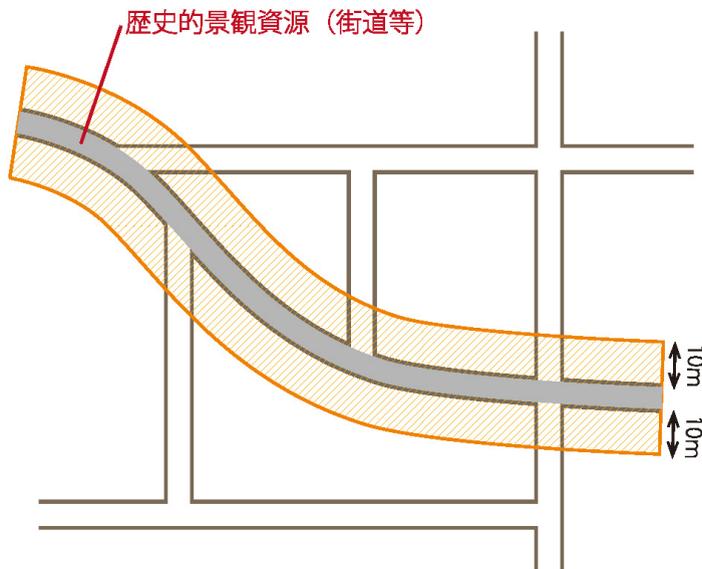
歴史的景観資源から幅10mの範囲、および歴史的景観資源が面する道路沿いで歴史的景観資源から30m、道路端からそれぞれ幅10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等



### 「線」的資源タイプ

#### 【配慮範囲B】

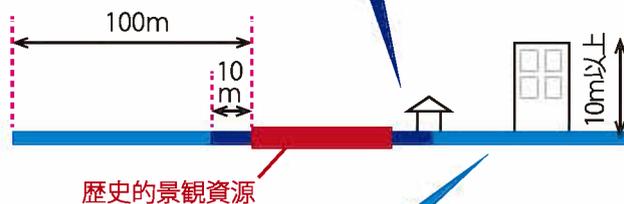
線的に連続する歴史的景観資源の端から、それぞれ幅10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等



## 「面」的資源タイプ

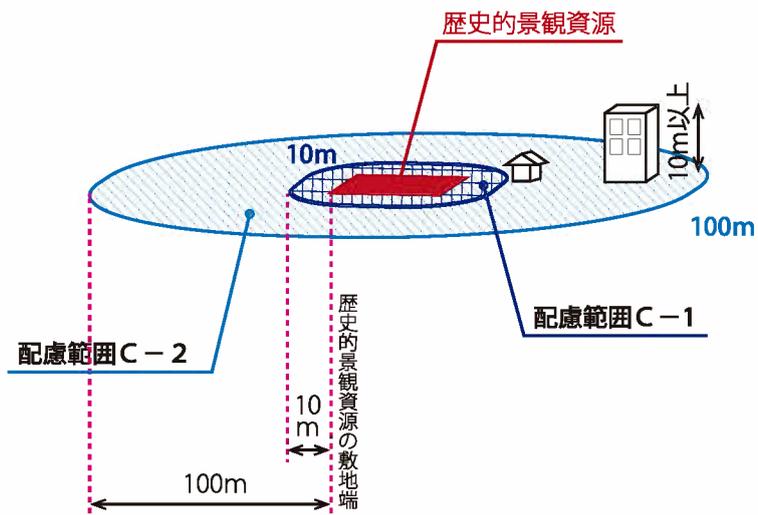
### 【配慮範囲C-1】

歴史的景観資源の敷地端から幅 10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等



### 【配慮範囲C-2】

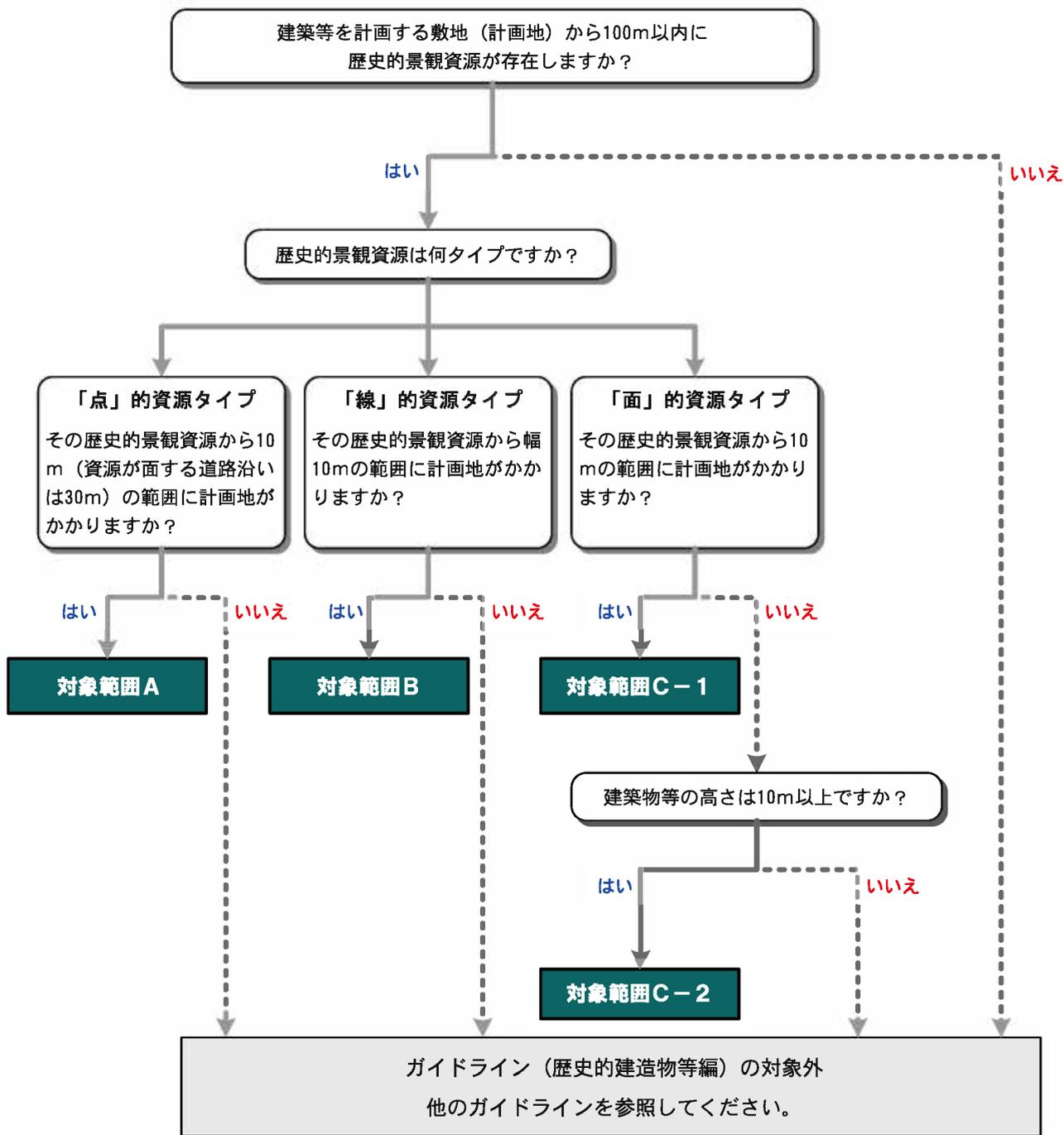
歴史的景観資源の敷地端から 10～100m以内の  
高さ 10m 以上の建築物・工作物等





### 4-3 対象範囲の判定

市内で建築等を計画する際は、周辺の歴史的景観資源とともに以下の流れにより該当する対象範囲を確認し、次項以降の景観形成の方向性、配慮事項を踏まえたものとしてください。



対象範囲判定フロー

## 5-1 「点」的資源タイプ

古墳、歴史ある建造物等の点的な歴史的景観資源の周辺では、歴史的景観資源を地域の“シンボル”“ランドマーク”として捉え、資源をより引き立てるような配慮が求められます。歴史的景観資源の存在をより多くの人に気付いてもらえるようにすること、またその資源を良好なまち並みづくりに上手く取り込み、歴史が感じられる魅力的な景観づくりを進めていくことが必要です。特に周辺の道路は、点的な歴史的景観資源を眺める重要な視点場となることから、道路からの眺望に留意して、周辺の建築物等の景観形成を図っていくことが必要です。

具体的には、以下の3点が重要となります。

- 歴史的景観資源の“眺望”を遮らないこと
- 歴史的景観資源を引き立て、より魅力的に見せること
- 歴史的景観資源を中心とし、洗練されたまち並みを形成していくこと

## 《重視する点》

- ★ 外部から見た歴史的景観資源の「シンボル性・ランドマーク性」
- ★ 歴史的景観資源と周辺のまち並みの「調和」

## 5-2 「線」的資源タイプ

線的な歴史的景観資源としては、旧街道が該当します。武蔵国の国府が置かれていた本市には、古くから街道が整備され、現在の道路の基盤が形成されました。江戸時代には甲州街道沿いに宿場町が形成され栄えました。沿道の建物の建替えにより、宿場町としての面影は失われてきましたが、道の位置や沿道の敷地割り等の形状は現在に受け継がれています。また沿道には、歴史を感じさせる蔵や伝統的な農家等も一部で見られ、これらは街道らしい景観を形づくる重要な要素となっています。

このような街道等の歴史性を生かした景観形成にあたっては、街道上から沿道建築物等への眺望を整えることが必要であり、具体的には以下の3点が重要となります。

- 沿道の伝統的な蔵や民家等の保全
- 特に昔の面影を残す歴史的建造物等の周辺では、歴史的建造物等と調和のとれた形態・デザインに配慮すること
- まち並みの連続性を意識し、周囲と調和のとれた景観を形成すること

このような「守る」「生かす」「整える」といった視点での景観形成が望まれます。

## 《重視する点》

- ★ 歴史的景観資源と周辺のまち並みの「調和」
- ★ 周辺のまち並みの「連続性」

### 5-3 「面」的資源タイプ

面的な広がりを持つ歴史的景観資源は、周辺の道路等からの眺望の対象となるのみならず、周辺に広がるまちを眺める場所(視点場)にもなります。このため、面的な広がりを持つ歴史的景観資源周辺では、連続するまち並みとして見た場合に違和感が生じないように、建築物等の色彩や形態、緑等を調和させるとともに、その歴史的景観資源の敷地内からの見え方にも配慮することが必要となります。特に高層建築物等については、敷地から離れた場所であっても歴史的景観資源の敷地内からの眺望を十分検証し、歴史的景観の雰囲気損ねないような対応が求められます。

具体的には、以下の2点が重要となります。

- 歴史的景観資源のイメージをまち並み景観に生かすこと
- 歴史的景観資源の敷地内から眺望において、歴史的な雰囲気を損ねるようなものが見えないよう(目立たないように)にすること

#### 《重視する点》

- ★ 歴史的景観資源と周辺のまち並みの「調和」
- ★ 歴史的景観資源の敷地内及び周辺地域が形成する「歴史的空間性」